

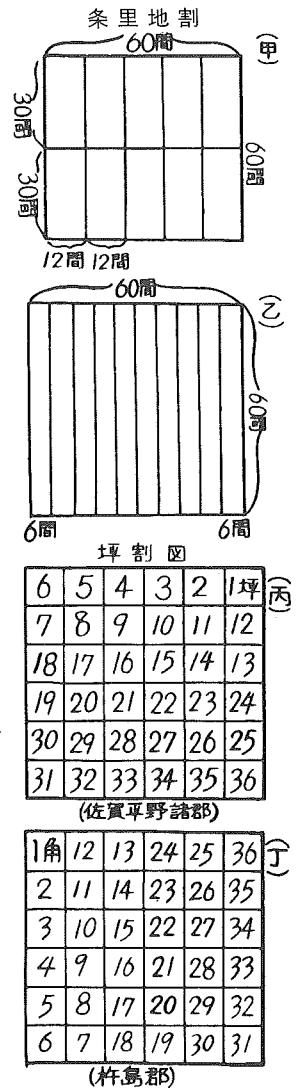
の寺井津は古くより人々が居住し、また、有明海に面した良港として大いに利用されていたとの推測を深くするものである。

三 律令体制への移行と条里制の実施

三世紀中葉、中国の魏と通交を結んでいた邪馬台国の女王卑弥呼は、三〇ばかりの小国を支配していた。三〇余の小国には、唐津湾周辺の末盧国、伊都国（現福岡県糸島郡）、奴国（博多湾周辺）があげられる。三世紀末ごろから古墳時代にはいる。古墳とは壮大な墳丘と豊富な副葬品をもつ、特定の個人の埋葬施設である。四世紀には畿内に最も有力な豪族（大王）を中心とした諸豪族連合の、いわゆる大和政権が形成されたのである。四世紀後半になると、大和政権が早くも朝鮮半島へ進出を開始している。北九州が大陸進出の基地であったことを考えると、有明海沿岸地方も四世紀半ばごろには、大和政権の勢力下にはいったものと推定される。しかし、大和政権の伸張に対して、各地に割拠していた小国家の首長がどのように対応したかということとは明らかでなく、『肥前風土記』には土蜘蛛の反抗説話を伝えているにすぎない。古墳文化は五世紀前半より佐賀県に進展してくるが、すべてが山麓部だけに見られ、平野部には皆無である。もしかすると平野部には墳丘を伴わない古墳の形成が存在したのかもしれない。六世紀の肥前における豪族を群集墳などを参考にして考察すると、米多国造（神埼郡

三田川町・三養基郡上峰村一帯）、基肄国造（三養基郡東部）、火国造（杵島郡一帯）、佐嘉県主（佐賀市郡）、嶺県主（三養基郡西南部）らである。また、『肥前風土記』によると、海部の直鳥が神埼郡から三根郡にかけて支配したことがわかる。この海部直鳥は有明海沿岸にいた漁民の集団を率いていた豪族であろう。これらの豪族は田荘（私有地）や部曲（私有民）を所有していた。古代の品部に土師部と呼ばれる弥生式土器系統の旧式土器を製作する技術者がいた。神埼郡北部を近世まで土師郷といい、諸富町にも土師という地名があるが、これらは土師部が住んだという説がある。つづいて、七世紀初頭の聖徳太子の施政を経て、大化元年（六四五）の大化改新で政治は大きく変容した。そして、大宝元年（七〇一）大宝律令が制定されて、律令体制がしかれた。火の国は二分されて肥前・肥後の二国となった。地方は国・郡・里に分けられ、国には国司が中央から派遣され、地方の有力豪族が郡司に任命された。また、一里は五〇戸（郷戸のこと）で大家族で構成）を標準としてわりあてられた。肥前国府は佐賀郡大和町久池井におかれ、筑前の大宰府から肥前国府へ通じる官道や駅などの交通機関、あるいは烽などの通報施設も整備された。天平十三年（七四一）には国分寺建立の詔に基づき、国府の近隣に肥前の国分寺と国分尼寺が建てられ、肥前国にも本格的な仏教文化が開花することになった。律令制の施行によって田地は公有化され、農民は口分田を班給されたが、租・庸・調の租税負担を負った。また、多くの労役を負担せねばならなかった班田農民の生活は苦しかった。律令政府はこの班田収授法を円滑に実施するために、条里制と呼ばれる整然とした地割を行った。この土地区画方式は、一辺の長さ六町（約六五四）四方の一区画を里または坊といい、これを一郡あるいは数郡単位にして、南北を一条・二条、東西を一里・二里と数える。里はさらに各辺を一町ごとに六等分し、溝や畦などで坪と呼ばれる三六の区画に分ける。里の一隅から一坪・二坪と数えていく。

図5 条里の耕地割・坪並図



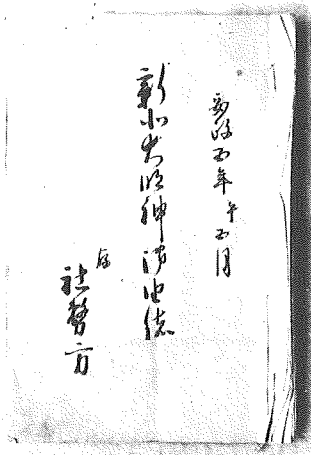
したがって耕地の所在地は何条・何里・何坪で明確に示されるわけである。

佐賀江の南北には条里制の遺構が残存しており、佐賀市蓮池町一帯から諸富町にかけては条里制が実施されたことは間違いない。但し、佐賀江北部の地割と南部の諸富町のそれとは異なった別個の条里制がしかれたとの考え方がある(『佐賀県史』第一巻)。また、その条里の遺構が比較的に整然としており、乱れが少ないところから、佐賀江の流路も遡って大きな変化はなかったと、佐賀大学教授日野尚志氏は指摘されている。『河上神社文書』の文保二年(一三一八)の「免田坪々領主交名事」にみえる「乙太田里」や今に残る坪名より条里地名が現在の地形から復元することも可能であろう。前文書中の「乙太田里」とは諸富町の太田に比定されている。太田では、二・三・四・九・一〇・一六・一七・一八の諸坪、当町の山領に隣接する佐賀市北川副町角町には一・二・三・四・八・一六・一七の諸坪が残存している(『佐賀県農地改革史』上巻)。

ところで、当町為重の新北神社に所蔵される『新北大明神御由緒』は安政五年(一八五八)に記録されたもの

であるが、その中に、

- 一 御神領在所左之通
 - 一 同八畝六歩
 - 右同十五ノ坪
 - 一 同六畝八歩
 - 右同二十六ノ坪
- 一 田地九畝
 - 右者三重村新北ヶ里六ノ坪
 - 一 同三反壹畝十四歩
 - 右同二十二ノ坪
 - 一 同式段八畝五歩
 - 右同断
- 一 同四畝
 - 右同七ノ坪
 - 一 同五畝
 - 右同二十三ノ坪
 - 一 同四畝
 - 右同三十五ノ坪
- 一 同壹反壹畝
 - 右同九ノ坪
 - 一 同三畝八歩
 - 右同二十五ノ坪
 - 一 同壹反五畝四歩
 - 右同三十六ノ坪
- 一 同九畝廿五歩
 - 右同断
- 一 同壹反拾歩
 - 右同十ノ坪
- 一 同壹反五畝
 - 右同十一ノ坪
- 一 同壹反廿半
 - 右同断



『新北大明神御由緒』
(新北神社所蔵)

多くの推論をふくんでいるが、今後の条里制の研究のなかで、次第に解明されていくものであろう。当町の大字徳富にある大津は、国府の入口にあたる重要な河港であるところから、その名が出たという説がある(『佐賀県史』上巻)。内陸部にある国府と海上交通との連絡役が内陸河川であり、当時の嘉瀬川はかなり東方へ流れ、下流部は佐賀江の水路を流れていたというのである。そこで大津から舟で大和町の国府までさかのぼっていた。そこで、大津が国府入口の重要な港であるとの判断も十分に納得がいく。であれば、蒲田津・橋津・大津・寺井津付近は、中央政府への正税(庸・調)を搬出するための基地ではなかつたらうか。

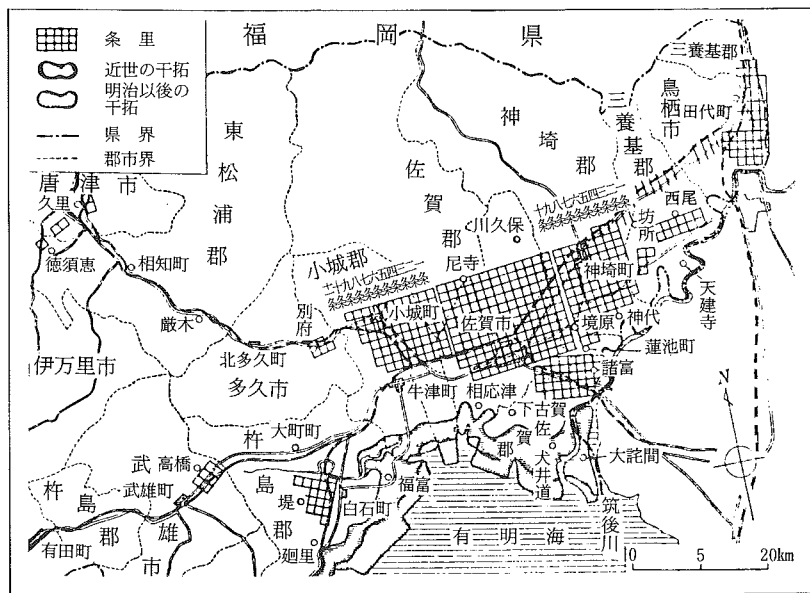
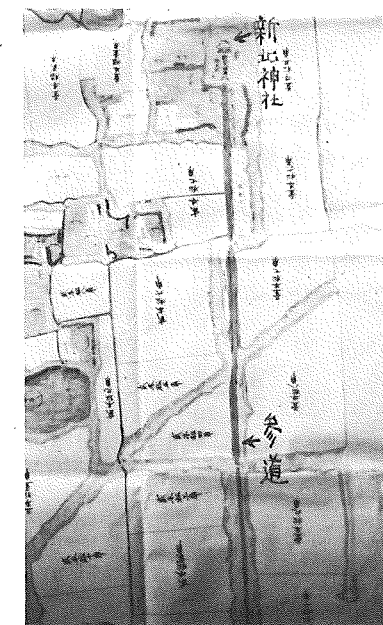


図6 条里跡の分布と坪割図 (『佐賀県の歴史』文画堂より)



『川副東郷三重村』絵図より
新北神社参道

とある。つまり、新北神社の神領のうち三重村新北ヶ里が六ノ坪から三十六ノ坪まであげられている。新北ヶ里には三十六ノ坪までの坪名がある。であれば三重村一帯に条里制が施行されていたことになる。新北神社の社名の由来は、神社の鎮座する新北ヶ里の地名をとって命名しているという。であれば、新北神社が祀られることになった時期には、既にこの一帯は新北ヶ里との呼称があつたのである。とみていくと、新北ヶ里一帯には条里制が奈良期より施行されていたと見ることも十分に認められる。また、新北神社の参道はほぼ南北に一直線になっていることが、寛政四年(一七九二)の『川副東郷三重村』の絵図でわかる。この参道は周囲の東西の濠から判断して、人為的に何かの基準たらしめようという意図で南北に真すぐに造成されたようである。そこで次の推論をたてたい。つまり、この新北神社の参道がこの一帯の条里制を施行する際の、土地区画の基準線とされたの見方である。さらに推論を進めると、新北神社はこの一帯に条里制が実施された時点において祀られたのではなからうか。参道を条里制の土地区画の基準とし、その新しい土地の無事安全を祈願して、新北神社を鎮座させたものではなからうか。一説によると、条里制は平安期以後も導入されたという。条里制すなわち、奈良時代とは断定できぬというものである。当町のそれも平安期以後とも考えられるが、奈良期とみるのが適当と判断される。以上